

◎意見書案第7号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第9、意見書案第7号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第7号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）。

5月26日から審議が始まった安全保障関連法案は、当初から衆院憲法審査会で参考人として意見を求められた各党推薦の大学教授が全員「憲法に抵触する」と陳述しただけでなく、新聞社が行った世論調査では、国民の過半数が「反対」を表明し、多くの国民が「内容がよく分からず、説明不足」と回答していました。にもかかわらず、安倍政権は会期を大幅に延長して衆議院を通過させました。

現在、参議院安保特別委員会の審議に移されましたが、安倍首相の言う「国民が理解できるよう丁寧に説明する」どころか、審議の中で米軍への兵たん支援による「クラスター爆弾や劣化ウラン弾」等の非人道兵器の輸送も「法律上、排除する規制がない」と、米軍等の要請を拒否する規定もない危険性が明らかになり、その一方で自衛隊内に国会審議の過程を無視して「8月法案成立、来年2月施行」を前提とした実行計画である「防衛省統合幕僚監部の内部文書」が明らかにされました。これは国民の「知る権利」さえ奪うものです。中谷防衛大臣の答弁が二転三転して審議が中断するなど、一層国民の不安をかき立てています。

加えて、首相補佐官が「国際情勢の変化を配慮すれば、法的安定性は関係ない」と公言して、事態に応じて法の解釈が自由に変化するかのような発言をするなど、内部の統制さえできない姿を露呈しています。

議論が進むほどに国会周辺を取り巻く国民の反対運動は、直接自分たちにかかわる問題と捉えた若者や主婦の姿が日増しにふえています。世論調査でも法案成立反対の声が多くあります。

戦後70年、武力行使を憲法で否定することを「国是」としてきた我が国の運命を左右する重大な決定にあたっては、国民の不安を除去し、疑問が解消でき、納得できることを優先して国会での「徹底した審議」を重ねられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許しません。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第7号、平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。